

山北町子ども・子育て会議の意義及び概要

●「子ども・子育て会議」とは

- ① 子ども・子育て支援法（平成 27 年度からスタート）により、次の事項を協議するため、全国の市町村に設置が求められています。（法 77 条第 1 項）
 - （１）認定こども園・幼稚園・保育園の利用定員の設定に関すること。
 - （２）市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
 - （３）市町村の子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況の審査に関すること。
- ② 山北町では、法の規定に基づき、「山北町子ども・子育て会議条例」を制定し、会議を運営しています。

●「子ども・子育て支援事業計画」とは

- ① 認定こども園・幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センターや学童保育等）の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関して、5 年を 1 期とした計画を定めるよう規定されています。（法 61 条第 1 項）
- ② 子ども・子育てに関する様々なサービスについて、需要量（ニーズ）の把握に努め、適切なバランスで供給量（確保方策）を定めていくための計画です。
- ③ 現行計画は、平成 29 年度は中間年ということで、30・31 年度のニーズと確保方策の見直しを行い、期間中の最終年度を迎えています。
- ④ 平成 32 年度以降の第 2 期計画の策定に向け、昨年度にニーズ調査を実施済みです。今年度は調査結果をもとに策定作業を行っていきます。

◆補足：「放課後子ども総合プラン運営委員会」について

国（文科省・厚労省）は、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室とを同一敷地内で実施することで、両事業の一体化を推進するとともに、市町村に運営委員会を設置するよう働きかけています。

山北町においては、既に川村小学校において両事業を実施しており、国が示す一体化の定義に当てはまっております。

また、運営委員会で検討すべき内容については、子ども・子育て会議と重複しており、子ども・子育て会議が放課後子ども総合プラン運営委員会を兼ねるものとして取り扱っておりますので、予めご了承ください。